
令和元年度（第2回）サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）の講評結果

1. 募集期間

令和元年7月22日～9月2日（当日消印有効）

2. 応募件数

提案数 2件

3. 評価方法

評価は、一般社団法人環境共生住宅推進協議会に設置した学識経験者からなる「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、以下の手順で実施した。

まず、応募のあった提案の内容について、「要件への適合」、「地域の気候風土への適応性」、「環境負荷低減等の対策」、「住宅の省エネルギー性能」の観点から、事前の書類評価を行った。内容について追加情報が必要とされた提案については、書類の追加を依頼した。

さらに、「地域の気候風土への適応性」「環境負荷低減などの対策」について個々の審査を行い、本事業による支援対象として適切と思われる提案を選定した。

評価の基準として特に下記の3つに重点を置き審査した。

- ①地域の気候風土に応じた木造建築の要素技術を活用しているかどうか、またその活用程度。
- ②現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減に寄与する対策を行っているかどうか、またその対策の程度。
- ③上記①、②の実施の程度をふまえ、伝統的構法の継承に配慮しつつ、サステナブルな社会の形成に向け、長期耐用性や省エネルギー等の環境負荷低減効果が高い水準で期待される先導的な事業提案であるか。

①の地域の気候風土に応じた木造建築の要素技術の活用については、必須要素を含め、「様式・形態・空間構成」「構工法」「材料・生産体制」「景観形成」「住まい方」全般にわたり、いずれの申請物件も、要素の約半数の項目について申告され、そのほとんどの項目で効率よくポイントを獲得しており、この事業の主旨を十分に満たすものであった。

地域の気候風土への適応性については、材料や軒庇による夏期や冬期への対応、開口部や建具の工夫による日照・採光・通風の確保、周辺の地形や植生を活かした借景や風景の創出といった「地域の自然的環境との関わり」、材料、生産方式、地域景観といった「文化・技術の継承等」について、建設地の状況や地域性を十分に読み取り、これらを設計に活かし、特徴づけている取り組みがみられた。

②の現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減に寄与する対策については、いずれの申請物件も、項目全般にわたり、具体的で確かなエビデンスに基づいた取組みが幅広く提案されているが、一部、対策に関する具体的な説明や内容が図面や資料からは読み取れなかった提案もあった。

③については申告はなかった。

4. 評価結果

①②③に重点を置き審査した結果、2件のうち2件を採択した。

採択された2件にあつては、①及び②について一定の取組みが講じられており、建設地の気候風土の特性に応じた建築的措置や現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策がそれぞれの敷地・周辺環境に応じて対策がバランス良く盛り込まれており、かつ地域生産性も十分配慮している点を評価した。

特に、環境負荷の小さな断熱材を活用しながら、断熱層の不連続がないように配慮した伝統的な住宅であることを基本に、一方は、地域にある豊富な地域材を多用し、環境負荷低減対策に対しても、建設場所の特性を配慮しながら、様々な手法を取り入れた都市郊外型住宅、他方は地域の農村風景にある農家住宅の系譜（地域性を残す景観、技術、意匠、様式等）の踏襲・継承を図った住宅の提案であり、先導的な事業提案であると評価した。

支援対策として適切であると評価したプロジェクトの概要は別紙のとおりである。これらは、計画内容に鑑み、地域の特性を把握し、伝統的構法の継承に配慮しつつ、サステナブルな社会の形成に向け、省エネルギー等の環境負荷低減効果が高い水準で期待される先導的な事業計画である。

5. 評価のポイント

本事業の主旨に照らせば、本事業の評価のポイントとして以下の項目が挙げられる。

①地域の気候風土に応じた木造建築技術の活用については、「様式 4-1 必須要素」について、その要素が意匠・デザインのレベルにとどまっているもの、断熱性能の確保を困難にするとまでは言えないと判断したものについて評価は行わない。

②現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減に寄与する対策については、「様式 5-1 A. 建物や外部環境による対策」について、その計画内容が室内温熱環境を低減するとまでは言えないと判断したものについては評価を行わない。

③住宅の性能について、低炭素住宅並みの性能を備えるようにするために、可能な範囲で、できる限りの断熱化を図ることが重要である。それが結果的により高い評価につながることになる。

6. 次回以降の公募に対する留意点及び期待する点

(1) 留意点

- ・申請書類作成について

様式4の必須要素は1つ以上の申告が要件である。その他の項目についても、各区分についてバランスのとれた申告がなされていることが望まれる。

申請様式で申告されているものの、提案書類や図書に具体的な標記がないものや提案図書に図示があるものの申告書に記載がない等、申請書が整合されていなく、評価し難い点が見受けられる。

(2) 期待する点

- ・伝統的な木造住宅として一般的な提案に加え、地域の産業構造や生活作法などの地域特有の対策を活かした提案を期待する。
- ・建設地の気候風土の特性に応じた建築的措置の導入等により断熱構造化が困難となり、かつ現行の省エネルギー基準では環境負荷低減の評価が難しい対策について、建物や外部環境、暮らし方、及び地域生産等多面的な観点から、可能な限り講じられた提案を期待する。

[参考]令和元年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価委員会／委員名簿

委員長 鈴木 大隆 （独）北海道立総合研究機構 理事
委員 大橋 好光 東京都市大学 工学部 建築学科 教授
齋藤 卓三 一般財団法人 ベターリビング 住宅・建築評価センター 認定・評価部長
澤地 孝男 国立研究開発法人 建築研究所 理事
篠 節子 （公社）日本建築士会連合会 環境部会副部長
（公社）日本建築家協会 伝統的工法のすまいRU代表委員（篠計画工房）
砂川 雅彦 株式会社 砂川建築環境研究所 代表取締役
三浦 尚志 国立研究開発法人 建築研究所 主任研究員
渡邊 隆 これからの木造住宅を考える連絡会
日本伝統建築技術保存会 副会長（風基建設 株式会社）

（敬称略・五十音順）